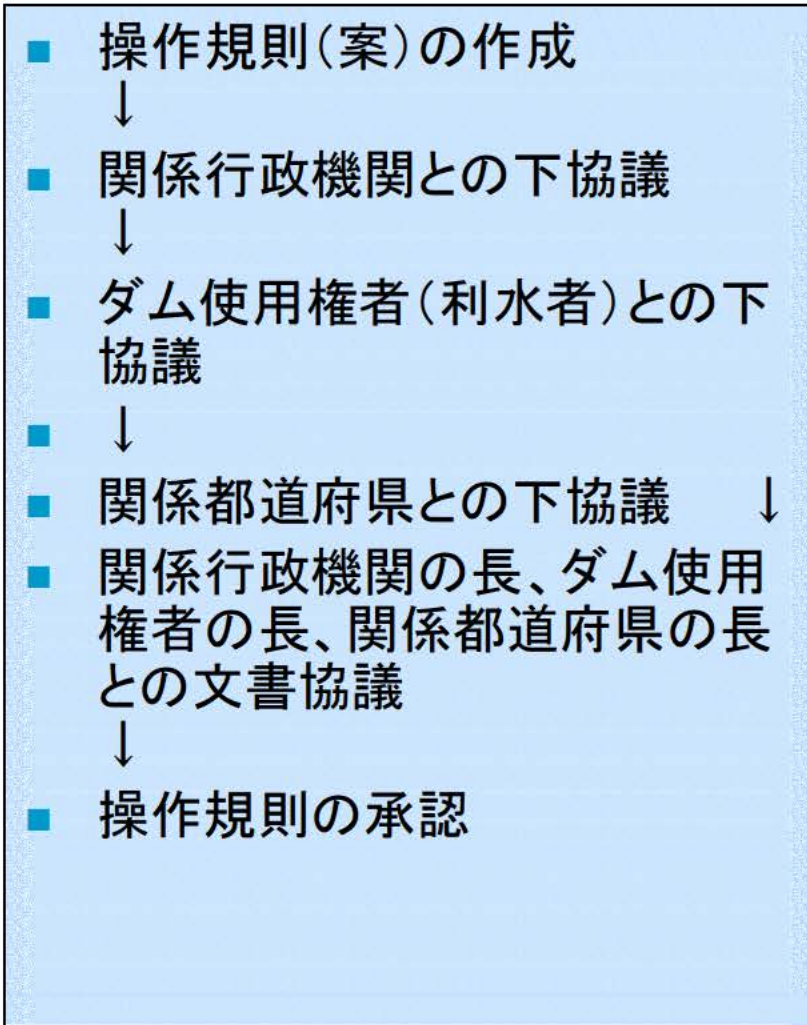


操作規則の手続きについて



事	例
瀬田川洗堰	一庫ダム
<p>(関係行政機関)</p> <p>厚生労働大臣(水道関係) 経済産業大臣(工水関係) 農林水産大臣(農業用水) 総務大臣(自治関係)</p> <p>(ダム使用権者)</p> <p>○水道用水(8機関) 大阪府、大阪市、守口市、枚方市、尼崎市、伊丹市、西宮市、阪神水道企業団</p> <p>○工業用水(7機関) 大阪府、伊丹市、尼崎市、西宮市、神戸市、大阪臨海工業用水道企業団</p> <p>(関係都道府県)</p> <p>大阪府・京都府・兵庫県 滋賀県</p>	<p>(関係行政機関)</p> <p>厚生労働大臣(水道関係) 経済産業大臣(工水関係) 農林水産大臣(農業用水) 総務大臣(自治関係)</p> <p>(ダム使用権者)</p> <p>○水道用水(4機関) 兵庫県、池田市、川西市、豊能町</p> <p>(関係都道府県)</p> <p>大阪府、兵庫県、(京都府、滋賀県、奈良県、三重県)</p> <p>* 公団ダムのため、水系関係府県として()も協議対象</p>

規則の変更の際しても同じ手続きが必要となる。